

=お知らせ=

ナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間の延長について

自動車のナンバープレートの表示方法については、平成28年4月に施行されたナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示等により明確化され、そのうち、ナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、令和3年4月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用するという猶予期間が設けられていましたが、今般、国土交通省より当該猶予期間が令和3年10月1日以降に延長されたことについて下記の通りプレスリリースされましたのでお知らせします。



令和3年3月9日
自動車局自動車情報課

車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します

自動車のナンバープレートの表示方法については、平成28年4月1日に施行された、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）並びにナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示により明確化したところです。

明確化した表示方法の中で、関連告示で規定するナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、令和3年4月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用するという猶予期間を設けていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内の自動車購入需要が停滞したこと等を踏まえ、この猶予期間を延長し、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用することとします。

○ 猶予期間を延長する告示

- ・自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成27年国土交通省告示第1265号）
- ・自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成27年国土交通省告示第1266号）

○ 猶予期間を延長する基準

- ・以下の基準について、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用

| 項目 | 前面のナンバープレート | 後面のナンバープレート | | |
|----------------------|--------------------|--|--|------------------------|
| | | ナンバープレートの上端が1.2m以下の場合 | ナンバープレートの上端が1.2m超の場合 | バイクのナンバープレート |
| 角度 | 上下向き ^{※1} | 上向き10°～下向き10° | 上向き45°～下向き5° 1.2m以下 | 上向き25°～下向き15° 1.2m超 |
| | 左右向き ^{※1} | 左向き10°～左右向き0° | 左向き5°～左右向き0° | 上向き40°～下向き15° |
| フレーム ^{※1} | | <ul style="list-style-type: none">幅^{※2}が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下厚さ^{※3}が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下脱落するおそれのないもの | <p>上部 幅が10mm以下、厚さ6mm以下 (幅が7mm以下の場合は厚さ10mm以下) 日本123 に45-67 下部 幅が13.5mm以下、厚さ30mm以下</p> | 禁 止 |
| ボルトカバー ^{※1} | | <ul style="list-style-type: none">直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの厚さ^{※3}が9mm以下脱落するおそれのないもの | | |

※1 令和3年9月30日までに登録・検査・使用的の届出がある自動車については、上記基準によらず、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によりナンバープレートを取り付けること、また、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の長さ

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・尼寺・青柳
電話：03-5253-8111（内線 41145/42103）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」3月分当選発表

| 事業場 | 認証 | 支部 | 事業場 | 認証 | 支部 |
|--------------|------|--------|---------------|------|------|
| (有) 大木自動車 | 922 | 甲府西 | (有) 田富自動車工業 | 712 | 市川 |
| サト一自動車 | 1019 | 甲府西 | 河野自動車整備工場 | 963 | 市川 |
| 岩下自動車整備工場 | 1064 | 甲府西 | (有) 穂坂自動車工業 | 704 | 南巨摩南 |
| 三友自動車工業 (有) | 15 | 甲府南 | 中込モータース | 364 | 南巨摩北 |
| 朝川オートサービス | 1158 | 甲府南 | オートショップ渡辺 | 1197 | 南巨摩北 |
| 東洋モータース(株) | 972 | 甲府北 | 小澤自動車工業 | 931 | 東八 |
| (有) カーサービス五味 | 1106 | 甲府北 | 保坂自動車整備工場 | 1050 | 東八 |
| 末木モータース | 431 | 峠北 | GARAGE MISAKA | 1396 | 東八 |
| 藤原モータース | 724 | 峠北 | (株) 田辺自動車 | 113 | 塩山 |
| (有) 輿石自動車工業 | 665 | 韮崎 | 福田オート | 447 | 塩山 |
| 田中自動車工場 | 996 | 韮崎 | 森山自工 | 842 | 塩山 |
| ヤザキオート | 1151 | 韮崎 | (株) 渡文商会 | 183 | 岳麓 |
| 新津モータース | 413 | 南アルプス南 | 半田自動車整備工場 | 942 | 岳麓 |
| (有) 堀田自動車工場 | 669 | 南アルプス北 | 杉林モータース | 786 | 都留 |
| 八田自動車整備工場 | 760 | 南アルプス北 | 志村自動車整備工場 | 894 | 都留 |

第50回「整備需要等の動向調査」結果の概要について

標記「整備需要等の動向調査」の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備事業場における整備需要等の動向について、直近の6ヶ月間における業績及び向こう6ヶ月間の業績予想を把握することにより、自動車整備業界の発展に資するために平成8年7月から半年毎に実施しているものである。

2. 調査時期及び調査地区

- ・調査時期：令和3年1月
- ・調査地区：全国

3. 調査対象及び回収数

- ・調査対象：専業の認証 (回収数 245)
：専業の指定 (回収数 384)
：ディーラーの指定 (回収数 320)
回収合計 949

4. 調査結果の概要

1. 本期(令和2年7月～12月期)は令和3年1月時点の調査であり、経済指標は次の通り

- ・実質GDP成長率は、7～9ヶ月期が+5.3%、10～12ヶ月期が+3.0%
 - ・名目GDP成長率は、7～9ヶ月期が+5.5%、10～12ヶ月期が+2.5%

○家計調査(総世帯、第3四半期+第4四半期、対前年同期比)

| | |
|----------------------------|----------|
| 消費支出(家計全体) · · · · · · · · | ▲ 5. 6 % |
| 自動車等部品・関連用品 · · · · · | + 3. 2 % |
| 自動車整備費 · · · · · · · | + 6. 4 % |

○景気動向指数(CI一致指数)

「悪化」(令和2年7月)→「下げ止まり」(令和2年8月～12月)

2. 本期の総整備売上高DI、総入庫台数DIはいずれも改善、最悪期を脱したか

- 今期の総整備売上高DIはマイナス37.9となり、過去最低だった前回のマイナス59.0から、21.1ポイント上昇した。一方、総入庫台数DIはマイナス42.7となり、同じく過去最低だった前回のマイナス59.5から、16.8ポイント上昇した。
 - 業態別では、総整備売上高DI、総入庫台数DIともディーラーが大幅に上昇、専業の認証は、小幅な上昇にとどまった。
の接点機会が多い営業スタイルが、コロナ禍の影響を最も受けたものと推測する。
 - 令和2年4月の緊急事態宣言を受けて外出や営業の自粛が進み、国内の経済活動は大幅に抑制されたが、その後、経済活動が段階的に引き上げられると、持ち直しの動きがみられる。総務省の家計調査でも、支出が抑制される中で、自動車整備費や自動車等部品・関連用品への支出額が伸びており、今期の総整備売上高DIや総入庫台数DIの改善につながったものと考えられる。

3. 来期(令和3年1月～6月)の業績予想は、総整備売上高DI、予想総入庫台数DIいずれも改善か、

- 来期の予想総整備売上高DIはマイナス38.9となり、過去最低だった前回のマイナス59.1から、20.2ポイント上昇した。一方、予想総入庫台数DIは、マイナス42.0となり、同じく過去最低だった前回のマイナス58.9から、16.9ポイント上昇した。
 - 業態別では、予想総整備売上高DI、予想総入庫台数DI友ディーラーが大幅に上昇、専業の認証は、小幅な上昇予測となっている。
 - 但し、今期実績と来季予測の総整備売上高DI及び総入庫台数DIの差が、それぞれ1.0ポイント、0.7ポイントと僅差であることから、来期の業績は、業態全体として概ね横ばいで推移するのではないか。

4. 整備業界全体の景況感DIは1年前調査の水準近くまで回復

- 景況感DIは-63.8、前期よりも13.4ポイント改善した。前回調査では、景況感DIが17.2ポイント減少したので、新型コロナ感染拡大直前に実施した令和2年1月調査の水準近くまで回復したことになる。但し、業態別に見ると、ディーラーは前期よりも22.9ポイント改善しているのに対して、専業認証は7.6ポイント、専業指定は9.0ポイントと半分以下にとどまり、明暗差がある。

騒音計の検定について(指定工場の皆様へ)

本年度の標記検定は、次により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間(前回検定から5年間)を確認され、該当する場合は、必ず検定を受けられますよう、お知らせいたします。

検定の有効期限を越えての指定整備は行えませんのでご注意下さい。

なお、当日は検定のための預かりは出来ませんので、ご了承よろしくお願ひします。

1. 日 時 5月27日(木)9:30~15:00
(受付 9:30~14:00)

2. 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 実習場

3. 実施者 (一財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 042-679-0147

4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側



有効期限を必ず確認！！

整備作業中の事故発生について

自動車整備事業場にて、下記のとおり整備作業中の事故が発生しました。

会員事業者においても引き続きご注意頂きますようお願いします。

【事故概要】

・北陸信越管内 【令和3年2月6日(死亡)】

凍結防止剤散布車(5トントラックベース)の散布装置部分の油漏れを整備中、装置内部の攪拌機に衣服を巻き込まれ窒息死した。(1人で作業をしていたため推測。)

山梨運輸支局より

令和3年度上半期整備管理者選任前研修の実施について

標記について、関東運輸局山梨運輸支局長から通知がありましたので、お知らせします。

1. 整備管理者とは

一定台数以上のバス、大型トラック又は事業用自動車を使用する自動車の使用者は、その使用的本拠ごとに、一定の要件を備える「整備管理者」を選任して必要な権限を付与し、自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させなければなりません。

2. 整備管理者の選任が必要な自動車使用者

整備管理者の選任が必要な使用の本拠は、次表のとおりです。

| 事業の種類 | 自動車の種類 | 選任が必要となる台数 (使用の本拠ごと) |
|-----------------------------|-------------------------------|---|
| 事業用 (貨物軽自動車運送事業用自動車を除く。) | ○バス (乗車定員11人以上の自動車) | 1台以上 |
| | ○トラック、タクシー (乗車定員10人以下の自動車) | 5台以上 |
| 自家用 | ○バス (乗車定員11人以上の自動車) | 乗車定員30人以上の自動車の場合は1台以上 乗車定員11人以上29人以下の自動車の場合は2台以上 |
| | ○大型トラック等 (車両総重量8トン以上) | 5台以上 |
| レンタカー | ○バス (乗車定員11人以上の自動車) | 1台以上 |
| | ○大型トラック等 (車両総重量8トン以上) | 5台以上 |
| | ○その他の自動車 | 10台以上 |

| | | |
|--------------------|----------------|-------|
| 貨物軽自動車運送事業用 自動車 | ○軽自動車又は小型二輪自動車 | 10台以上 |
|--------------------|----------------|-------|

3. 実施日

- (第1回) 令和3年 4月14日(水)
- (第2回) 令和3年 5月19日(水)
- (第3回) 令和3年 6月16日(水)
- (第4回) 令和3年 7月14日(水)
- (第5回) 令和3年 9月 1日(水)

※ 新型コロナウイルスの影響により開催が中止になる可能性があります。

4. 時間（各実施日共通）

受付時間 13:00～13:30 研修時間 13:30～15:40

5. 会場

山梨運輸支局 2階会議室（定員 13名）（山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9）

6. 受講対象者

整備管理者として選任を予定されている方。

山梨県在住または在勤の方に限る。

（県内限定の解除をした場合は支局HPでお知らせします。）

また、過去2週間以内に発熱や風邪症状や服薬等がないこと。

研修当日は体温測定を行い測定結果及び健康状態を申し出ること。

※次の条件の方は受講する必要がありません。

- ・過去に整備管理者選任前研修を受講し修了証を受領した方。
- ・自動車整備士の資格をお持ちの方。

7. 申込方法

研修実施日の1週間前まで（必着）に「整備管理者選任前研修受講申込書」（山梨運輸支局HP）を作成の上、下記の申込先へFAXして下さい。

（※当日の申し込みは受理できません。）

なお、定員を超えた場合は、受講日変更の通知を致します。

8. 申込先 山梨運輸支局 保安担当 FAX 055-263-1418 (TEL 055-261-0882)

9. 受講料 無料

10. 携行品 ①運転免許証等本人確認ができるもの ②筆記用具

11. その他 ①研修中はマスク着用をお願いします。

②窓を開放して研修を開催するため熱中症又は防寒対策をお願いします。

③指示に従わない場合は受講をお断りさせて頂く場合があります。

※ 山梨運輸支局ホームページ（整備管理者関係）

http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/s_yamanasi/seibi_about.html

令和3年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を通達に基づき、下記により実施致します。

また、該当支部の事業場（認証工場）には追ってご案内いたしますが、あらかじめご承知下さい。

| 支 部 | 実 施 日 | 実 施 場 所 | 時 間 |
|-------|----------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 岳 麓 | 令和3年 6月 23日(水) | 岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター | 10:00～16:00 |
| 岳 麓 | 6月 25日(金) | 岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター | 10:00～16:00 |
| 岳 麓 | 6月 28日(月) | 岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター | 10:00～16:00 |
| 峡 北 | 8月 6日(金) | 峡北自動車整備協業組合 | 10:00～16:00 |
| 南巨摩北 | 8月 11日(水) | 午前 河西工業(有) 午後 (有)矢崎自動車整備工場 | 午前 10:00～12:00 午後 13:00～16:00 |
| 大 月 | 9月 22日(水) | 小林自動車整備工場 | 10:00～16:00 |
| 甲 府 西 | 9月 28日(火) | 西甲府自動車整備協業組合 | 9:30～16:00 |
| 甲 府 西 | 9月 30日(木) | 西甲府自動車整備協業組合 | 9:30～16:00 |
| 東 八 | 令和4年 1月 18日(火) | 振興会実習場 | 9:00～16:00 |
| 東 八 | 1月 19日(水) | 振興会実習場 | 9:00～16:00 |
| 東 八 | 1月 21日(金) | 振興会実習場 | 9:00～16:00 |
| 甲 府 東 | 1月 26日(水) | 振興会実習場 | 9:00～16:00 |
| 南巨摩南 | 2月 2日(水) | 各事業場巡回 | 10:00～16:00 |
| 上 野 原 | 2月 16日(水) | 各事業場巡回 | 10:30～15:00 |

自動車特定整備事業に係る国土交通省ホームページ掲載のお知らせ

国土交通省ホームページに特定整備事業関係情報の専用ページ「自動車特定整備事業について」が開設され、同ページにおいて、電子制御装置整備の対象車両及び整備用スキャンツールの情報等が掲載されましたのでお知らせします。

なお、上記 対象車両及び整備用スキャンツールリストは随時更新されますので、ご留意下さい。

国土交通省ホームページ「自動車特定整備事業について」

自動車⇒◆自動車整備事業⇒自動車特定整備事業について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html

国土交通省

YouTube Twitter 本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音

Google カスタム検索

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 オープンデータ お

自動車

組織 予算 税制・財投 統計データ パブリックコメント 報道発表 関連リンク集

自動車特定整備制度の概要

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場(

令和3年度自動車整備技能検定試験及び登録試験実施計画について

| 《検定試験》 | | |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| | 学科試験 | 実技試験 |
| 種 目 | 自動車電気装置整備士 | 自動車電気装置整備士 (学科合格者対象) |
| 受 付 期 間 | 令和3年7月5日(月)～令和3年7月9日(金) | |
| 学 科 試 験 日 | 令和3年10月13日(水) | |
| 実 技 試 験 日 | | 令和3年12月12日(日) |

| 《登録試験》 | | |
|--------------|--------------|---|
| | 学科試験 | 実技試験 |
| 第 1 回 | 種 目 | <ul style="list-style-type: none"> ・二級ガソリン ・二級ジーゼル ・二級2輪 ・三級シャシ ・三級ガソリン ・三級ジーゼル ・三級2輪 ・自動車車体 |
| | 受 付 期 間 | 令和3年8月2日(月)～令和3年8月6日(金) 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 令和3年10月25日(月)～令和3年10月29日(金) |
| | 学 科 試 験 日 | 令和3年10月3日(日) |
| 第 2 回 | 実 技 試 験 日 | 令和4年1月16日(日) |
| | 種 目 | <ul style="list-style-type: none"> ・一級小型(筆記・口述) ・二級ガソリン ・二級ジーゼル ・二級2輪 ・二級シャシ ・三級シャシ ・三級ガソリン ・三級ジーゼル ・自動車電気装置 ・自動車車体 |
| | 受 付 期 間 | 令和4年1月17日(月)～令和4年1月21日(金) 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 令和4年5月30日(月)～令和4年6月3日(金) |
| 学 科 試 験 日 | 学科・筆記 | 一級小型 (学科合格者対象) |
| | 口述(口述は1級のみ) | |
| 実 技 試 験 日 | 令和4年3月20日(日) | |
| | 令和4年5月8日(日) | |
| | | 令和4年8月28日(日) |